

第2節 アメリカ経済

アメリカ経済は、世界金融危機以降、約9年の長期にわたり景気回復が続いている。本節では、アメリカ経済が着実に回復している背景やその持続性について把握するため、アメリカ経済の最近の動向を振り返り、18年の見通しとリスク要因について整理する。また、第1章では民間債務の動向から世界経済のリスクを点検したが、長期にわたる金融緩和の中で積み上がったアメリカの民間債務の動向についても確認する。

アメリカ経済を概観すると、個人消費は、堅調な雇用・所得環境の下で増加が続いている。住宅市場は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに増加している。企業部門をみると、良好な企業マインドや原油価格の上昇を背景とする鉱業部門の回復等から、生産は緩やかに増加している。労働市場では、雇用者数は増加、失業率は一段と低下し4%を下回る水準となっている。物価は、18年3月以降、携帯電話サービス価格の下落による一時的な押下げ要因がはく落するなど、サービス価格の上昇もあり、緩やかに上昇している。

1. アメリカ経済の動向

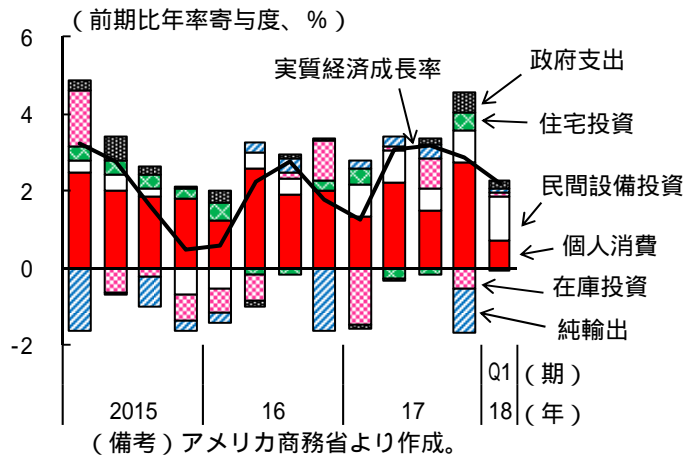
17年の実質経済成長率は、堅調な個人消費と民間設備投資に支えられ、一時的にハリケーン¹の影響を受けつつも、前年比2.3%とこれまでの増勢を維持し堅調に推移している。18年1～3月期の実質経済成長率は、前期比年率2.2%と17年10～12月期の同2.9%から伸びが鈍化したが、これはハリケーンの復興需要等により17年10～12月期に自動車販売が一時的に増加した反動減等から個人消費の伸びが鈍化したことによる。こうした点を考慮すれば、アメリカ経済は安定して推移しているといえる（第2-2-1図）。

アメリカ経済の景気回復の長さを確認すると、世界金融危機以降、約9年の長期にわたり回復が続いている。今回の景気拡張局面は、09年6月を景気の谷として、106か月を超え、過去2番目の長さには達しているとみられる²（第2-2-2表）。

¹17年には大型ハリケーンの「ハービー」（Harvey）及び「イルマ」（Irma）が、それぞれ8月末にテキサス州、9月上旬にフロリダ州に上陸した。

²NBER（全米経済研究所）が景気の山・谷を設定する上で用いている指標については、「3. アメリカ経済の見通しと主なリスク要因」を参照。

第2-2-1 図 アメリカの実質経済成長率



第2-2-2 表 アメリカの景気回復の長さ

順位	期間	(景気の谷)	(景気の山)
1位	120か月間	1991年3月	~ 2001年3月
2位	106か月間	1961年2月	~ 1969年12月
3位	92か月間	1982年11月	~ 1990年7月
今回の局面	108か月間 (2018年6月時点)	2009年6月	~

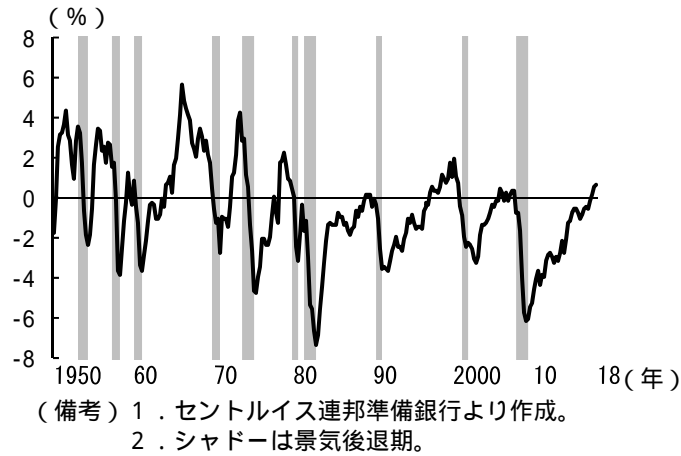
(備考) 1. NBER (全米経済研究所) より作成。
 2. アメリカでは、1854 年以降の景気の山・谷が判断されている。
 3. 今回の局面の景気回復の長さについては、今後、全米経済研究所の判断によって正式に決定される。

17年の実質経済成長率2.3%をCBO (議会予算局) の推計による潜在成長率と比較すると、17年の潜在成長率が1.6%であることから、17年の実質経済成長率は潜在成長率を大きく上回っている。なお、CBOは潜在成長率について、18年から22年の間は、税制改革を受けた労働供給や投資の拡大等により年平均2.0%に上昇し、23年から28年の間は、個人所得減税等の時限措置の効果のはく落等により年平均1.8%に低下すると見込んでいる。

また、四半期別のGDPギャップ³の推移をみると、GDPギャップは、世界金融危機時の深刻な景気後退により大幅なマイナスとなった後、17年の7~9月期になってようやくプラスに転じている (第2-2-3図)。

³GDP ギャップは、(実際の GDP - 潜在 GDP) / 潜在 GDP により計算される。

第2-2-3図 アメリカのGDPギャップ



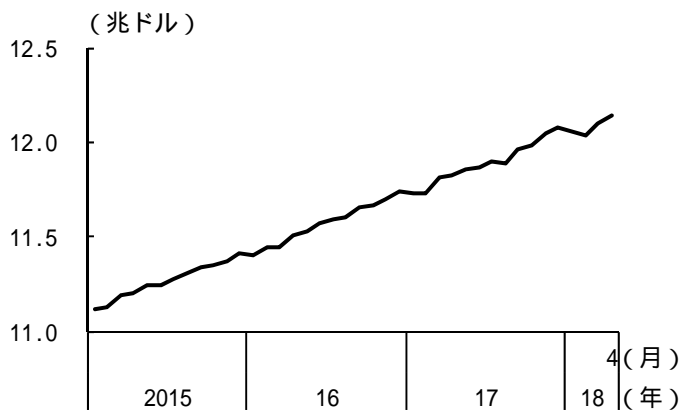
(1) 個人消費

(個人消費は増加)

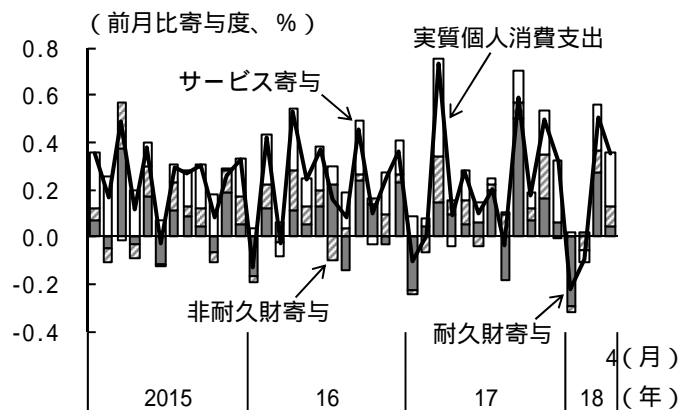
18年入り後の実質個人消費支出は、17年末の年末商戦における勢いが一服し、また、後述する自動車販売の弱めの動きも反映して、単月では前月比でマイナスとなる場面もあったが、堅調な雇用・所得環境の下で基調に変化はなく、全体としてみれば増加が続いている(第2-2-4図)。

第2-2-4図 実質個人消費支出

(1) 金額



(2) 前月比寄与度

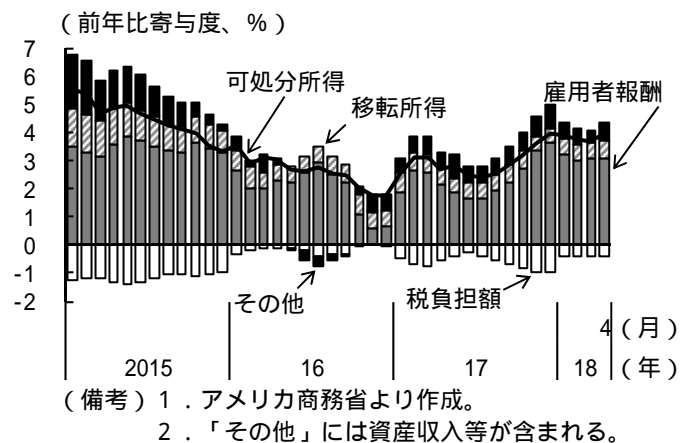
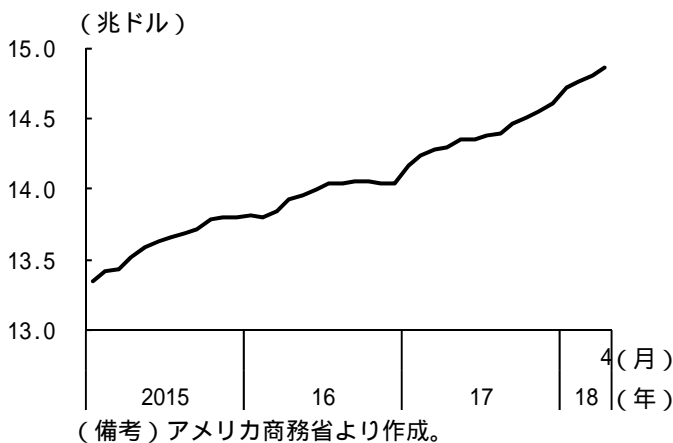


この堅調な個人消費の背景には、(1)良好な雇用環境⁴、(2)堅調な所得環境、(3)高水準の消費者マインドが挙げられる。このうち、所得環境についてみると、名目個人可処分所得は、雇用者報酬の安定した伸びに支えられ、17年10月には14.5兆ドルを超える勢いとなっている。18年1月以降は、17年末に成立した税制改革法（Tax Cuts and Jobs Act）の施行により、税負担額の減少も可処分所得を押し上げた（第2-2-5図）。また、消費者マインドについてみると、消費者信頼感指数⁵は、18年2月にみられた株式市場の不安定な動きにもかかわらず、同月に01年11月以来の高水準を記録するなど改善が続いている（第2-2-6図）。堅調な所得環境に加え、先行指標である消費者マインドも景気や労働市場の動向が好感されていることを背景に高まっており、今後も個人消費が堅調に推移することが示唆される。

第2-2-5図 名目個人可処分所得

(1) 金額

(2) 前年比寄与度



⁴雇用環境については後述。

⁵アメリカの民間経済調査機関であるコンファレンス・ボードにより実施される毎月約3,000世帯（毎月ランダムに抽出）を対象とした指数。

第 2-2-6 図 消費者信頼感指数



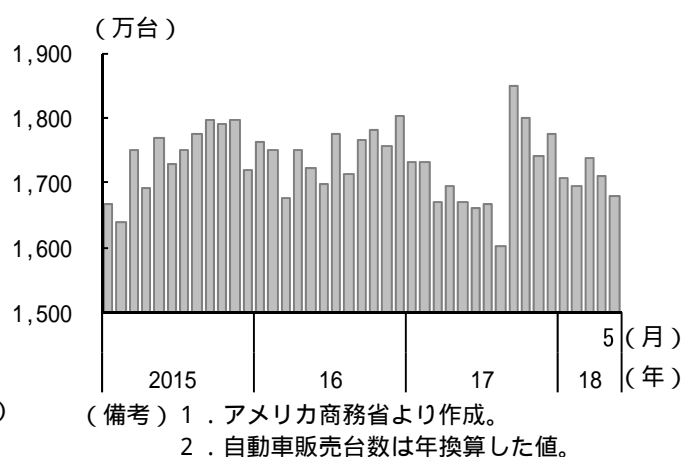
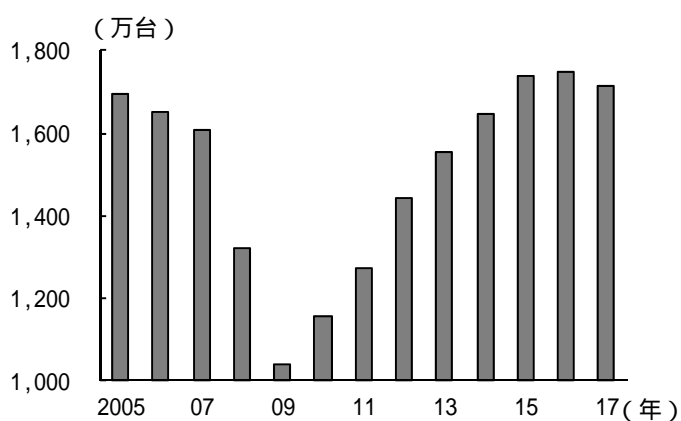
(自動車販売台数は弱めの動き)

自動車(新車)販売台数は、18年に入り弱めの動きがみられる。アメリカ国内の自動車販売台数は、16年に年換算1,746万台と高水準を記録した後、17年には減少に転じた。しかし、17年9月以降、ハリケーンによる復興需要から販売台数が上振れし、17年の水準自体は1,714万台と大きな落ち込みには至らなかった。18年前半は、17年にみられたハリケーンによる復興需要が一巡したことから、弱めの動きがみられるが、1,700万台前後と比較的高い水準での推移となっている(第2-2-7図)。

第 2-2-7 図 自動車販売台数

(1) 年次データ(2005年以降)

(2) 月次データ(2015年以降)

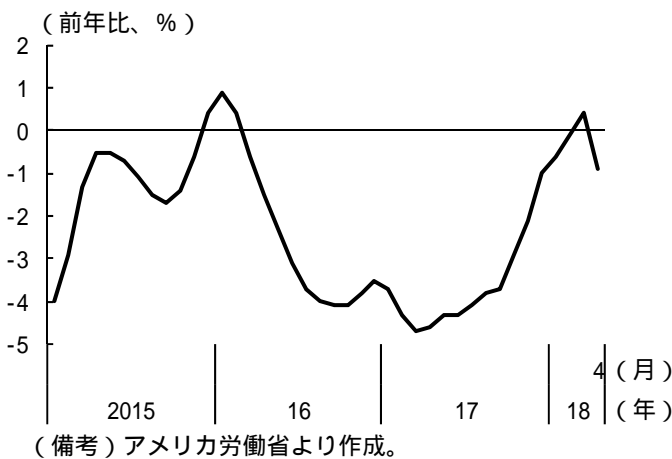


次に自動車販売台数の先行きを占うため、中古自動車価格と自動車ローン金利の動向を確認する。新車の代替財である中古車価格の低下や消費者の負担増となる自動車ロー

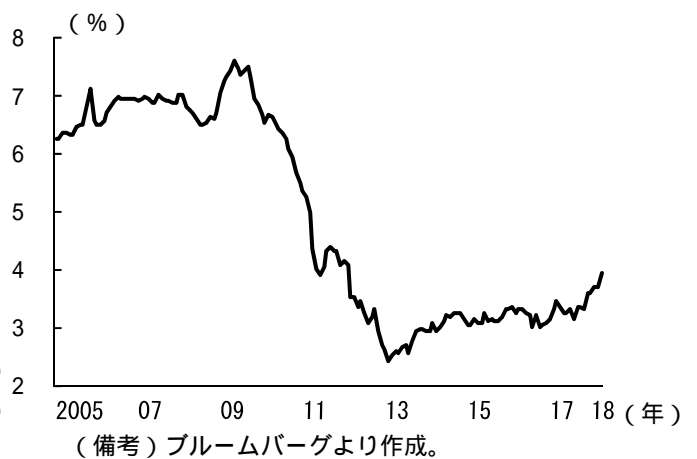
ン金利の上昇は、自動車販売台数の下押し圧力となる。中古自動車価格は、16年から17年にかけて低下しており、17年の自動車販売台数減少の一因となったとみられるが、17年後半以降は上昇基調に転じている（第2-2-8図）。これは、17年の自動車販売台数が16年と比較して弱めであったことから、中古自動車の新たな供給が前年と比較して限定的となったことや、ハリケーンによる一時的な需要増による在庫の引締め等が背景と考えられる。一方、自動車ローン金利は、FOMC（連邦公開市場委員会）による政策金利の引上げを背景に、17年後半以降、上昇基調にある（第2-2-9図）。

このように、自動車販売台数の先行きを取り巻く環境は、プラスとマイナスの両面があり、当面は横ばい圏内での動きとなることが見込まれる。

第2-2-8図 中古自動車価格



第2-2-9図 自動車ローン金利



（住宅着工は緩やかに増加）

住宅着工件数は、17年後半にハリケーンの影響を受け、一時的に下振れした月もあったが、その後はハリケーンの復興需要等により持ち直し、18年入り後は復興需要の一巡にもかかわらず、3月に年換算130万件を超えるなど、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに増加している。

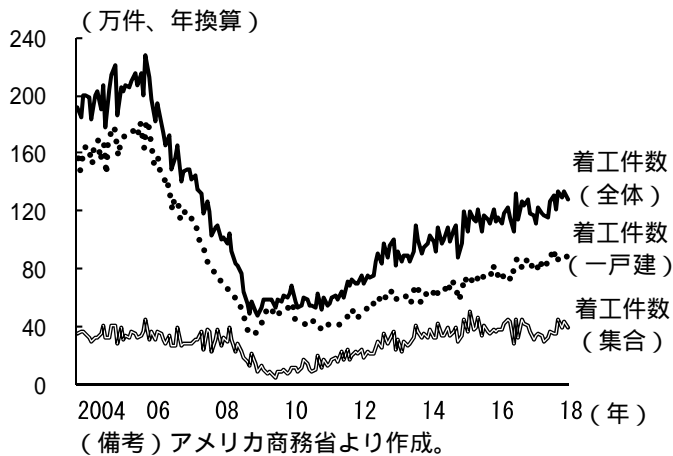
住宅着工件数を一戸建てと集合住宅に分けてみると、構成比の高い一戸建てが18年入り後に90万件を超える月もあり、また、集合住宅も振れを伴いつつも40万件を超えて堅調に推移している（第2-2-10図）。住宅投資の動向と関連の深い新築住宅販売件数⁶をみると、緩やかに増加しており、年換算60～70万件程度となっている⁷。一方、住宅販

⁶新築住宅販売件数は一世帯用住宅のみが対象となっており、実際に建設が開始される前であっても、販売契約の成立もしくは頭金の支払があれば計上される。

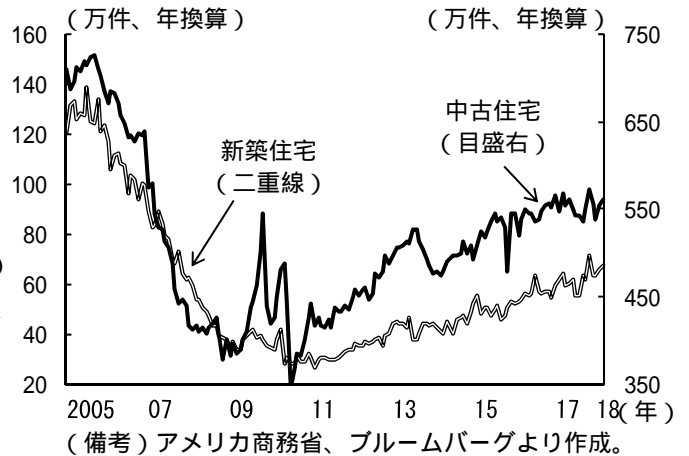
⁷新築住宅販売件数は、賃貸向け、自己所有者向け、総合建設業者（ゼネコン）向けの住宅が除かれることから、住宅着工件数の一戸建てを下回って推移する。

売件数の約9割を占める中古住宅販売件数をみると、年換算550万件程度でおおむね横ばいで推移している（第2-2-11図）。新築住宅販売と比較して中古住宅販売が伸び悩む背景には在庫不足があり、中古住宅の住宅在庫・販売比率⁸をみると2000年以降で最も低い水準となっている（第2-2-12図）。

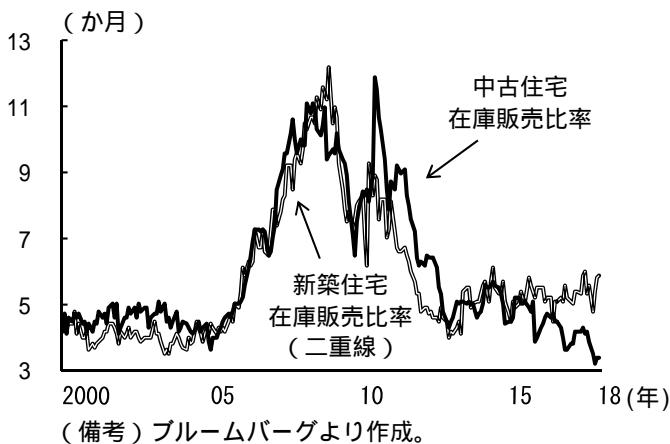
第2-2-10図 住宅着工件数



第2-2-11図 新築・中古販売件数



第2-2-12図 住宅在庫・販売比率



住宅着工件数の先行きを占うため、先行指標である住宅許可件数とNAHB住宅市場指数⁹をみると、住宅許可件数は増加傾向にあり、NAHB指数も高水準を維持していることから、当面、住宅着工は緩やかな増加が続くと期待される（第2-2-13図）。ただし、

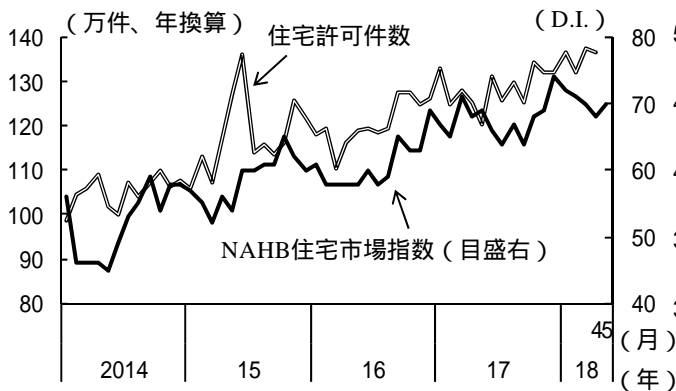
⁸当該月末値の住宅在庫戸数（ストック）を当該月の住宅販売戸数（フロー）で除した値。当該月の販売戸数が続いた場合に在庫がなくなるまでに要する月数を表している。

⁹NAHB（全米住宅建設業者協会）に所属する住宅建設業者への月次調査を基にした住宅市場の景況感指数。新築販売、販売見通し、客足の各指数を算出し、それらを加重平均して作成。50を上回れば見通しが改善、下回れば悪化を意味する。

17年後半には3%台にとどまっていた住宅ローン金利が、18年入り後急上昇し4.5%に達している点は、今後の住宅需要の抑制要因となり得る（第2-2-14図）。また、消費者に対し住宅購入の意識を聞くミシガン大学の調査では、「住宅の買い時ではない」と回答した者の割合が増加しており、さらに、住宅が買い時ではない理由として「価格が高いため」と回答した者の割合が約2割にまで上昇している。近年の住宅価格の上昇は良好な雇用・所得環境による堅調な需要と建設労働者の不足等による供給制約の両面からもたらされており¹⁰、それが消費者の需要を抑制している可能性がうかがえる（第2-2-15図、第2-2-16図）。

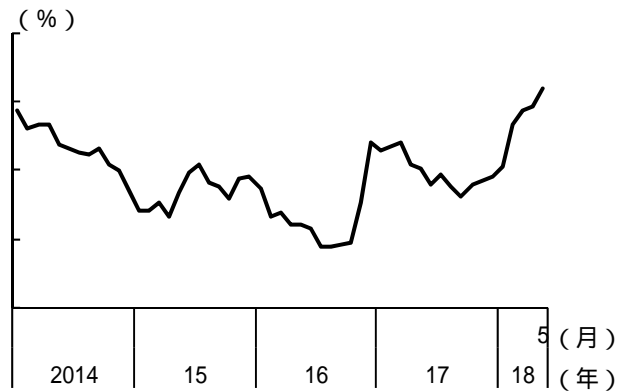
以上より、住宅着工は、良好な雇用・所得環境の改善を背景に、当面は緩やかな増加が続くと期待されるが、住宅ローンや住宅価格の上昇の影響には留意が必要である。

第2-2-13図 住宅許可件数、NAHB指数



（備考）アメリカ商務省、全米住宅建築業者協会（NAHB）より作成。

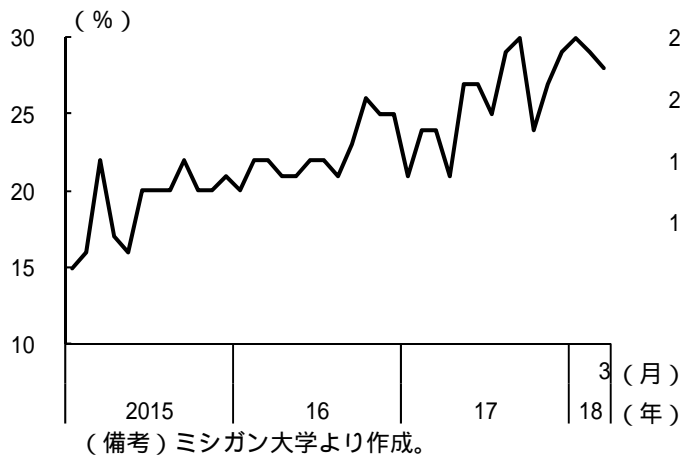
第2-2-14図 住宅ローン金利



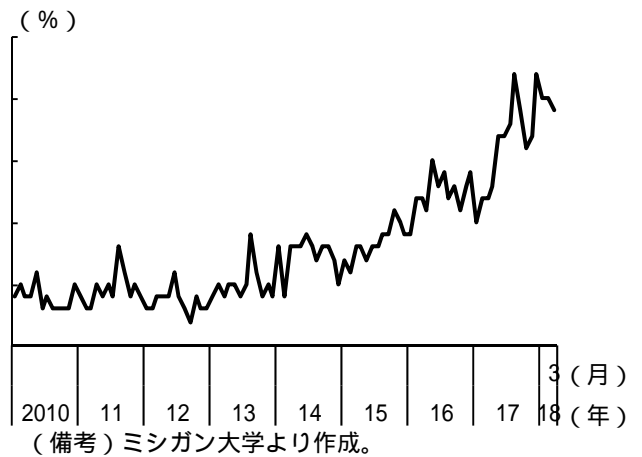
（備考）1．フレディマックより作成。
2．30年固定金利、月平均。

¹⁰住宅価格の動向やその上昇の詳細については、「2．アメリカにおける民間債務の動向」を参照。

第2-2-15 図 住宅の買い時ではないと回答した者の割合



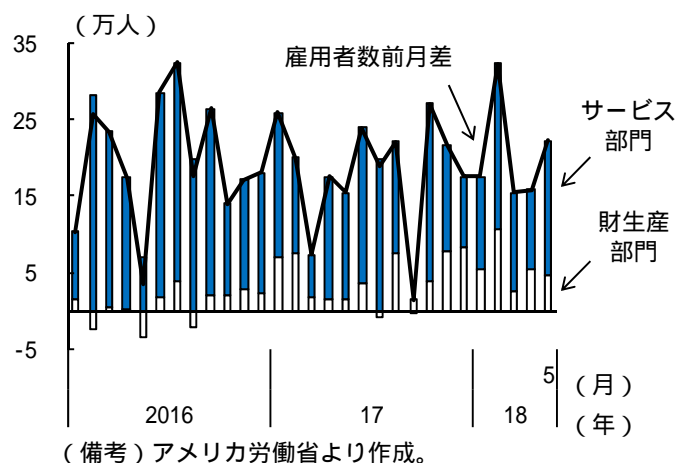
第2-2-16 図 住宅が買い時ではない理由について、「価格が高いため」と回答した者の割合



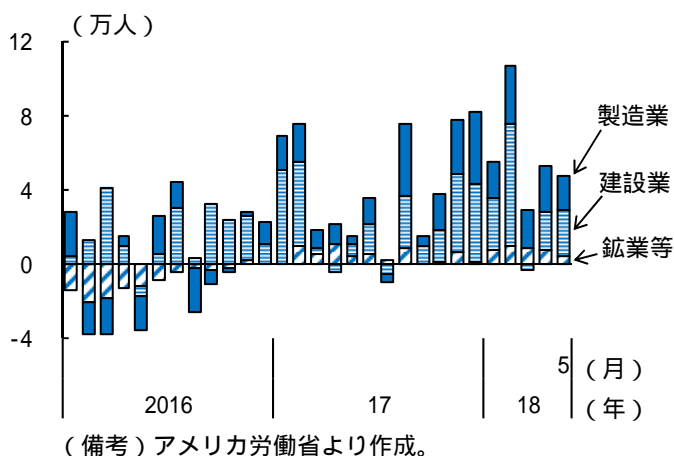
(2) 改善が続く雇用情勢

雇用情勢は改善が続いている。非農業部門雇用者数の前月差は、17年は月平均18.2万人、18年は1月から5月までの平均で20.7万人となっており、雇用者数は堅調に増加している(第2-2-17図)。雇用者数の前月差を部門別にみると、財部門では、17年は月平均4.2万人と16年の月平均0.7万人から増加幅が拡大しており、18年入り後も製造業、建設業、鉱業等の3部門すべてで堅調に増加している(第2-2-18図)。また、サービス部門では、16年末から情報サービス部門が幾分減少しているものの、雇用者数の多い専門サービス(コンピュータシステム設計や人材派遣サービス等)や教育・医療といった部門を中心に増加傾向にある(第2-2-19図)。

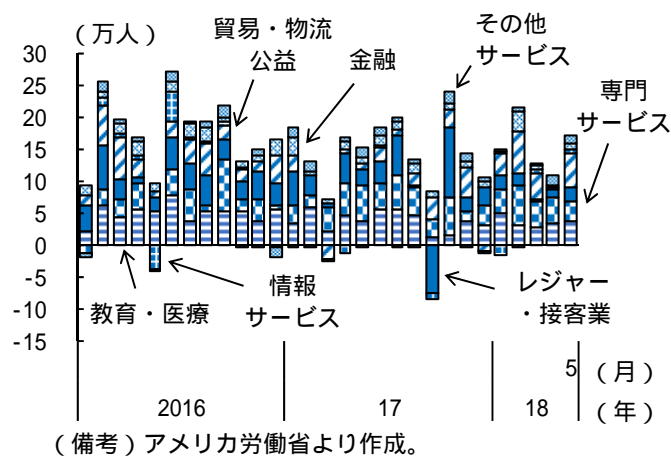
第2-2-17 図 非農業部門雇用者数の前月差



第2-2-18図 財部門雇用者数の前月差



第2-2-19図 サービス部門雇用者数の前月差



失業率（U3¹¹）をみると、09年10月の10.0%を最近のピークに徐々に低下し、18年5月には約18年ぶりに3.8%に達し、最近のボトムであった07年5月の4.4%、FOMC参加者が予測する長期失業率の4.5%（中央値）をも下回る水準となっている（第2-2-20図）。

雇用者数が増加し、失業率が低水準であるにもかかわらず、時間当たり賃金の伸びは、過去の景気拡張局面と比較して緩やかなものにとどまっている（第2-2-21図）。時間当たり賃金を財部門とサービス部門に分けてみると、財部門と比較して、サービス部門の伸びはやや加速傾向にあるが、そのサービス部門でも過去の景気拡張局面でみられた3%を超える水準には達していない（第2-2-22図）。

この賃金の伸び悩みの一因として、先にみた失業率（U3）の低下では捉え切れない労働需給の緩み（スラック）の存在が考えられる¹²。すなわち、就業を希望しているが求職活動を行っていない者やフルタイムで働くことを希望しているがパートタイムしか就労できなかった者が一定数存在し、見た目程には労働需給が引き締まっていない可能性がある。労働需給の引締まりを、これらの者の存在も加味した広義の失業率（U6¹³）

¹¹ アメリカ労働省では、労働力の未活用状況に関して6種類の指標（U1～U6）を公表しており、失業者/労働力人口で定義される通常の失業率はU3と呼ばれる。

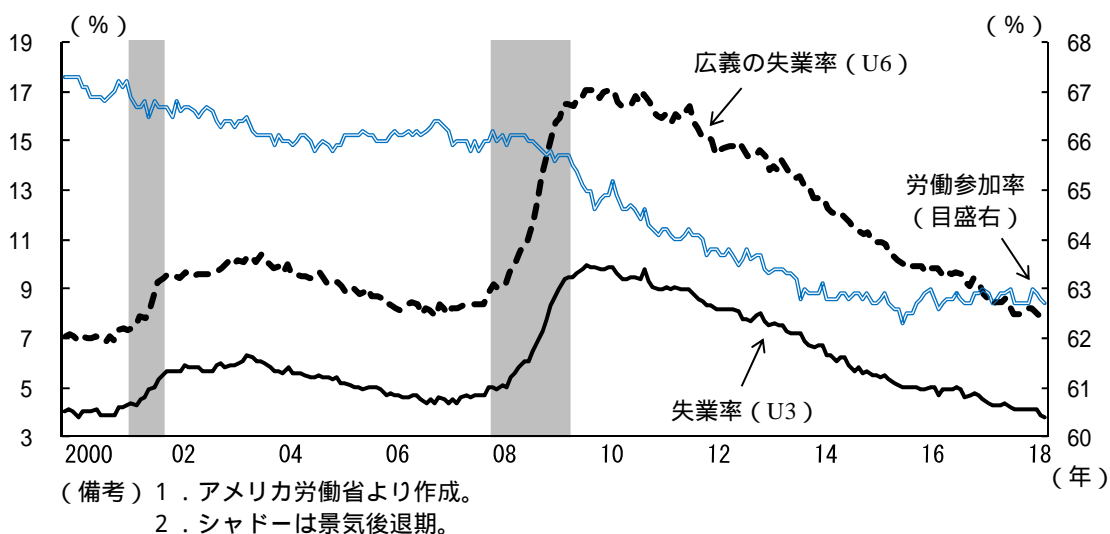
¹² 賃金の伸び悩みの要因については、この他に、労働生産性上昇率の低下や予想物価上昇率の低下等の影響が指摘できる。詳細は内閣府（2018）を参照。

¹³ 広義の失業率（U6）は、（失業者数+縁辺労働者数+経済的理由によるパートタイム労働者数）/（労働力人口+縁辺労働者数）で定義される。縁辺労働者（Marginally Attached to the Labor Force）とは、就業を希望する非労働力人口のうち、仕事があればすぐに就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため、失業者とならない者をいう。また、経済的理由によるパートタイム労働者（Employed Part-time for Economic Reasons）とは、労働時間の削減、事業環境の悪化、フルタイム労働が見つからない、季節的な需要

でみると、18年5月に7.6%にまで低下しており、08年9月のリーマン・ショック直前の最低水準7.9%を下回っている（前掲第2-2-20図）。

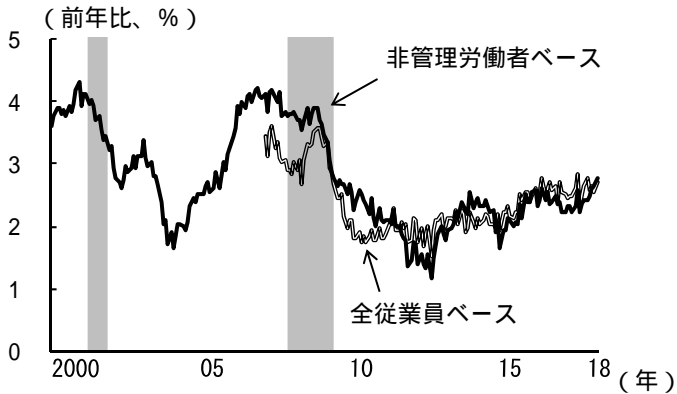
このように、通常の失業率に加え広義の失業率もリーマン・ショック前を下回って低下しており、労働需給の緩みが縮小してきていることが示唆され、賃金の伸びが高まる環境は整いつつあるとみられる。ただし、プライムエイジ（25～54歳）の労働参加率をみると、労働需給の引締まりが労働参加を促しているとみられ、女性の労働参加率が16年頃から、男性の労働参加率が17年末頃から上昇している（第2-2-23図）。全体の労働参加率はいまだに世界金融危機前の水準に戻っておらず、労働参加率の上昇が賃金上昇圧力を弱める可能性がある。また、アメリカでは失業率と賃金上昇率の関係を示すフィリップス・カーブが世界金融危機後ほぼ水平になっており、過去と比べ失業率の低下に対して賃金が上がりにくくなっている可能性がある点には留意が必要である（第2-2-24図）。

第 2-2-20 図 失業率（U3、U6）、労働参加率



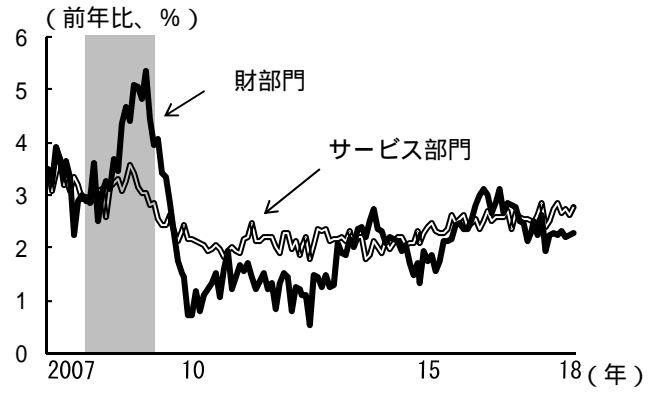
減少といった経済的な理由により、フルタイムで働くことを希望しているが、パートタイム（週35時間未満）でしか就労できなかった者をいう。

第 2-2-21 図 時間当たり賃金の前年比



(備考) 1. アメリカ労働省より作成。
2. シャドーは景気後退期。

第 2-2-22 図 部門別時間当たり賃金の前年比



(備考) 1. アメリカ労働省より作成。
2. シャドーは景気後退期。

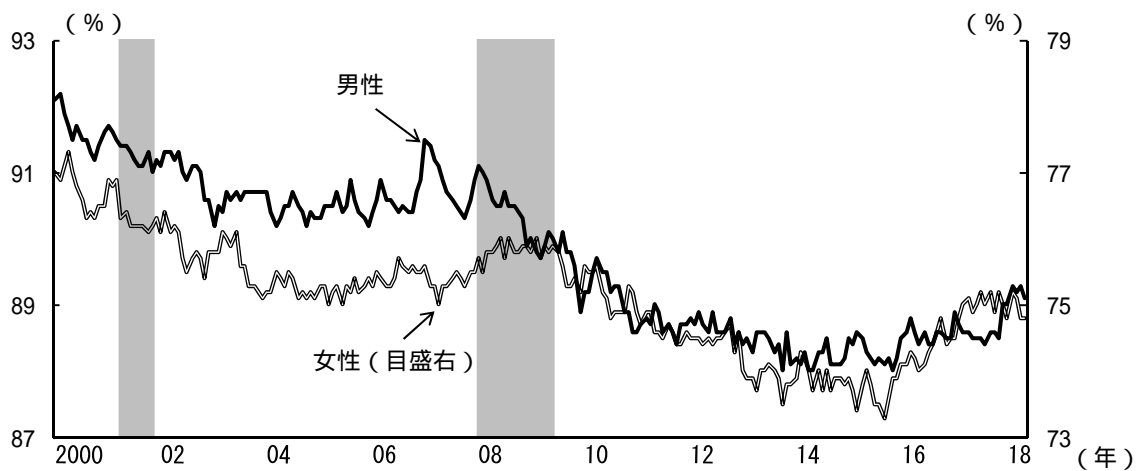
第 2-2-23 図 プライムエイジの労働参加率

(全体)



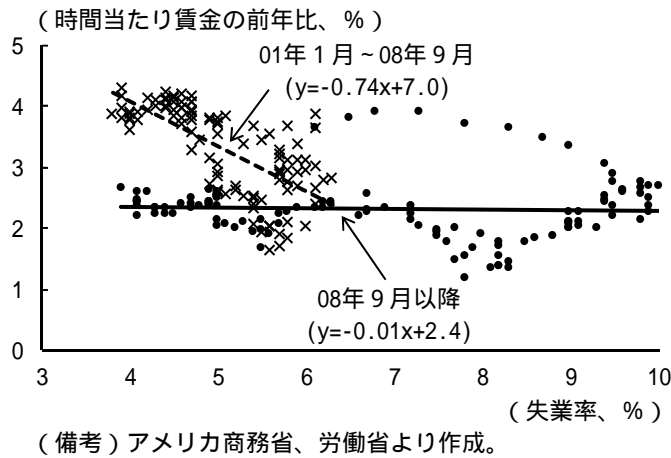
(備考) 1. アメリカ労働省より作成。
2. シャドーは景気後退期。

(男女別)



(備考) 1. アメリカ労働省より作成。
2. シャドーは景気後退期。

第2-2-24図 フィリップス・カーブ

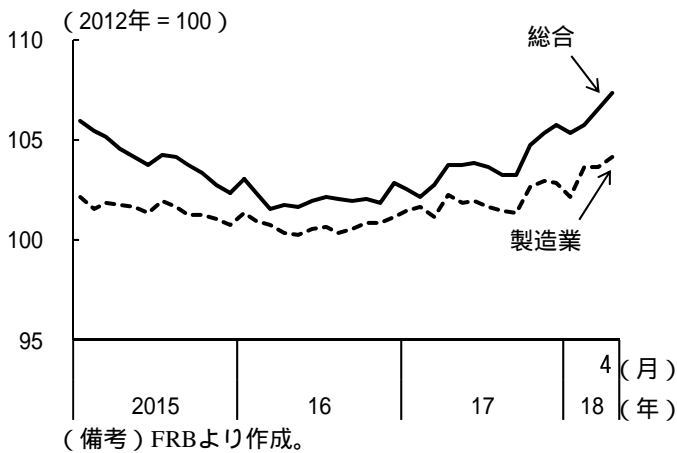


(3) 企業部門の動き (生産・設備投資・輸出)

(鋳工業生産は緩やかに増加)

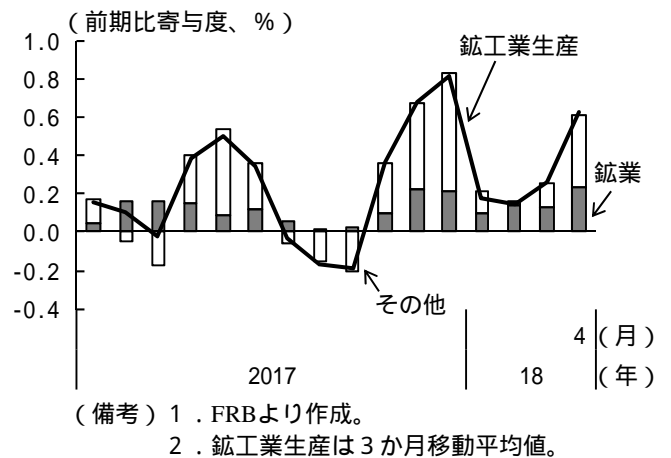
鋳工業生産は、17年に持ち直しの動きが鮮明となり、18年4月には過去最高であった14年11月の水準を超え、緩やかな増加が続いている。鋳工業生産増加の一因には、好調な鋳業関連の生産があり、特に近年、アメリカの原油生産量は増加の一途をたどっている。原油生産量は、17年11月に70年11月以来の日量1,000万バレル超え¹⁴となり、18年に入ってから右肩上がり生産量が伸びている。この背景にはシェールオイルの増産があり、このところのシェールオイルの生産は日量500万バレルを超え、原油生産量全体の過半を占めるに至っている(第2-2-25図、第2-2-26図、第2-2-27図、第2-2-28図)。

第2-2-25図 鋳工業生産指数



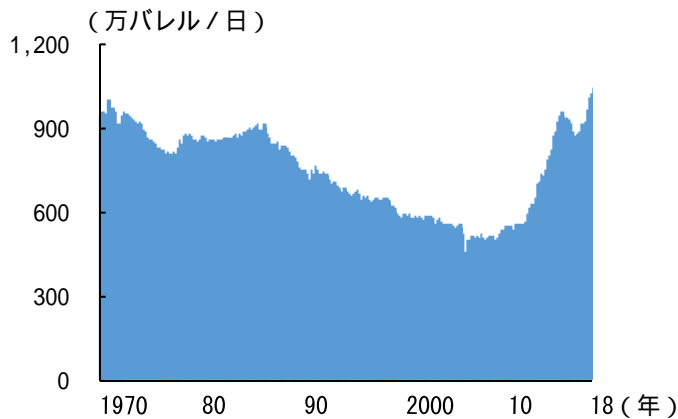
第2-2-26図 鋳工業生産

(鋳業とその他の寄与度)



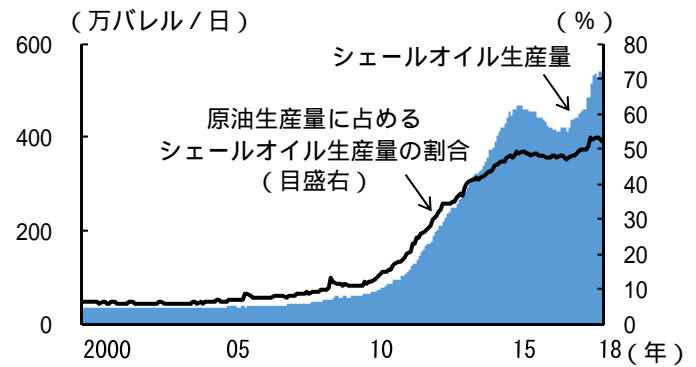
¹⁴CIA (アメリカ中央情報局) の推計では、16年の原油生産量(日量)は、ロシアが1,055万バレル、サウジアラビアが1,046万バレル、アメリカが885万バレル。

第 2-2-27 図 原油生産量



(備考) EIA (アメリカエネルギー情報局) より作成。

第 2-2-28 図 シェールオイル生産量



(備考) 1. EIAより作成。

2. シェールオイル生産量には、タイトサンドオイル(砂岩に含まれる原油)も含まれる。

(堅調な企業マインド)

企業による景況感をISM製造業景況指数¹⁵で見ると、16年初から上昇基調で推移しており、18年1月に実施された法人税改革に対する好感もあり、18年2月には60.8と04年5月の61.4以来の高い値となるなど堅調に推移している(第2-2-29図(1))。業種別にも、17年以降、調査対象である18業種のうち平均8割を超える幅広い業種で業況の改善が報告されている。また、新規受注指数をみると、17年半ばから60を超える高い水準にあり、新規輸出受注指数についても、このところ幾分低下しているものの、過去に比べ高い水準にあることから、内外需とも好調であり、今後も企業活動は拡大していくものと見込まれる(第2-2-29図(2))。非製造業景況指数も同様に、18年に入ってから高水準で推移しており、堅調さを示している(第2-2-29図(1))。

¹⁵ISM 製造業(非製造業)景況指数は、製造業(非製造業)の購買・供給担当者に対する調査を基に作成される月次の景況感指数。製造業総合指数は、「生産・新規受注・入荷遅延・雇用・在庫」の5項目につき、「先月に比べて良い・同じ・悪い」の回答結果を基に算出される。非製造業総合指数は、「事業活動・新規受注・雇用・入荷遅延」の4項目につき同様に算出される。

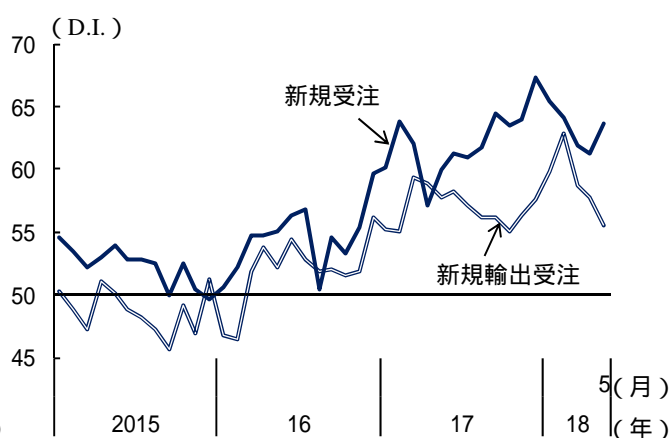
第2-2-29図 ISM 製造業景況指数

(1) 総合指数



(備考) 全米供給管理協会 (ISM) より作成。

(2) 新規受注及び新規輸出受注指数



(備考) 全米供給管理協会 (ISM) より作成。

(設備投資は緩やかに増加)

民間設備投資は、17年以降、ウェイトの大きい機械・機器投資に主にけん引され、緩やかに増加している(第2-2-30図)。機械・機器投資の内訳をみると、特に情報機器が増加に寄与している(第2-2-31図)。構築物投資は、17年8～9月のハリケーンの影響もあり、7～9月期にマイナスとなったが、10～12月期以降持ち直している。構築物投資の内訳をみると、鉱業に関する採掘・掘削が一貫してプラス寄与となっている(第2-2-32図)。また、民間設備投資全体を鉱業関連とそれ以外に分けてみると、鉱業関連が17年以降プラス寄与を続けている(第2-2-33図)。先にみたとおり、シェールオイルを始めとする原油生産が好調であり、関連設備への投資が増加しているためとみられる。

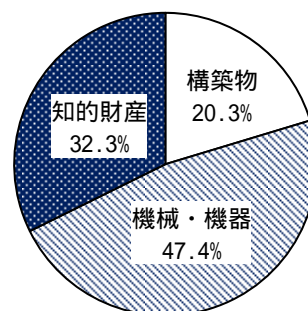
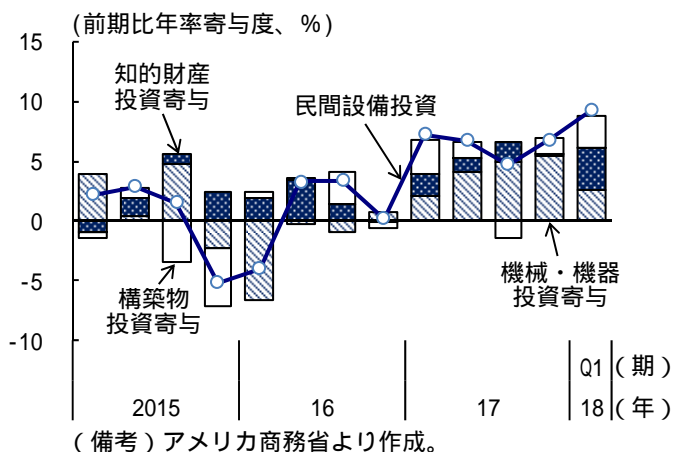
民間設備投資の先行きを占うため、先行指標の動きを確認する。まず、機械・機器投資の先行指標であるコア資本財受注(民間航空機を除いた非国防資本財)をみると、17年末頃から減速し、18年初に一時前期比マイナスとなったものの、その後は持ち直しプラスでの推移となっている(第2-2-34図)。構築物投資の先行指標である民間非住宅建設投資についても、17年前半は減少傾向にあったが、17年11月に増加に転じプラス圏で推移している(第2-2-35図)。また、民間設備投資と相関の高い企業収益の動向をみると、企業収益(税引き後)は、17年7～9月期以降増加している(第2-2-36図)。さらに、鉱業関連の動向に着目すると、原油価格(WTI)が17年半ばから上昇を続けており、採算性の高まりから油井掘削リグ稼働数もこれにラグを伴い17年末より緩やかに増加し始めている(第2-2-37図)。これらから、民間設備投資は、当面も増加傾向で推移するとみられる。ただし、18年1月に実施された連邦法人税率の引下げ等を内容とする法人税改革が、企業の資本コスト(企業が投資により獲得しなければならない利益の最低水

準)の引下げを通じて、どの程度設備投資を促進するかについては不確実性がある。例えば、CBOは、連邦法人税率の引下げ等により、実質民間設備投資が18年に0.2%ポイント、19年に0.4%ポイント押し上げられると試算しているが、企業が投資に対するインセンティブの変化にどの程度反応するかといった点等に不確実性があるとしている。

第 2-2-30 図 民間設備投資

(1) 民間設備投資の寄与度分解

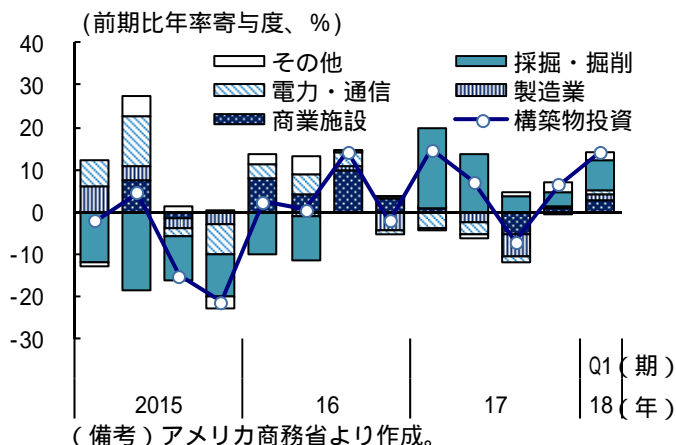
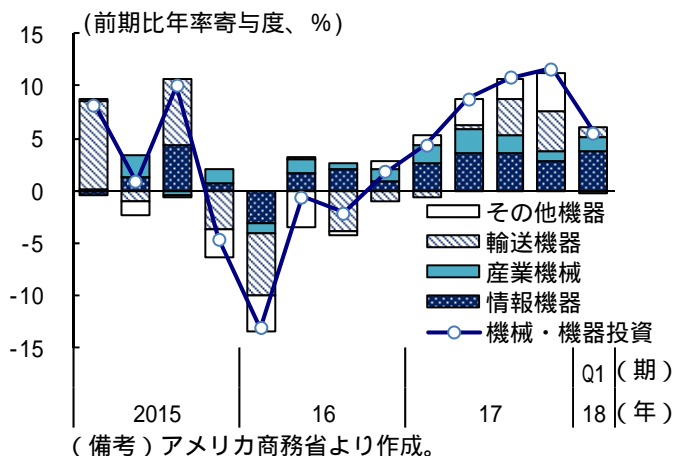
(2) 民間設備投資の内訳 (2017年)



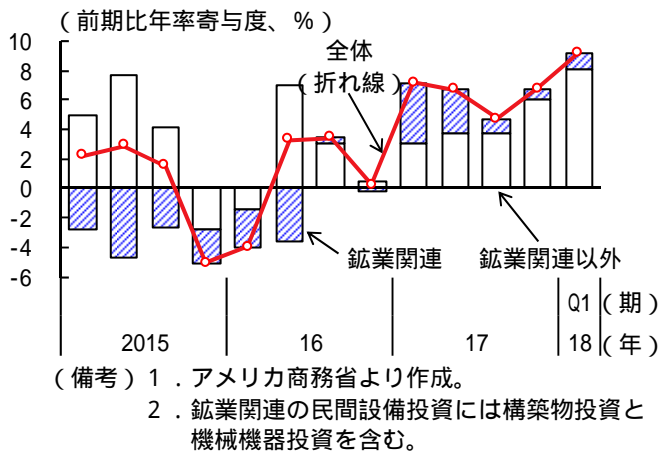
(備考) アメリカ商務省より作成。

第 2-2-31 図 機械・機器投資の寄与度分解

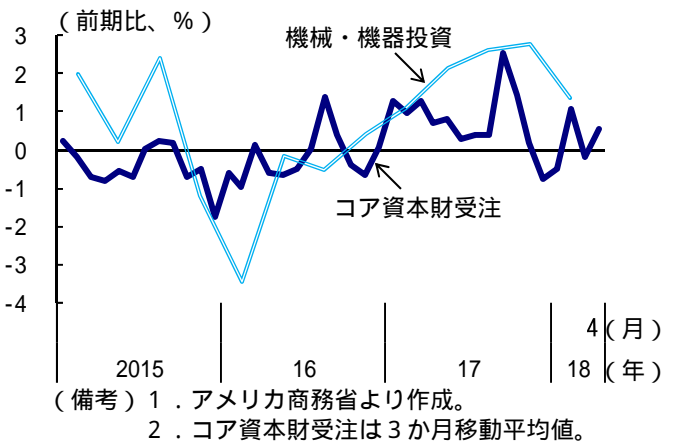
第 2-2-32 図 構築物投資の寄与度分解



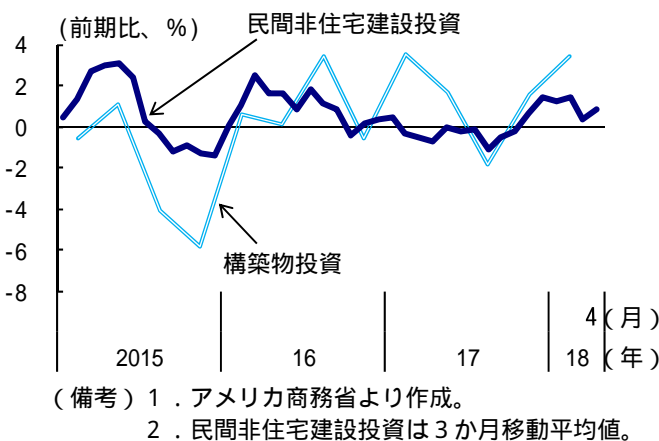
第 2-2-33 図 民間設備投資と鉱業
関連設備投資



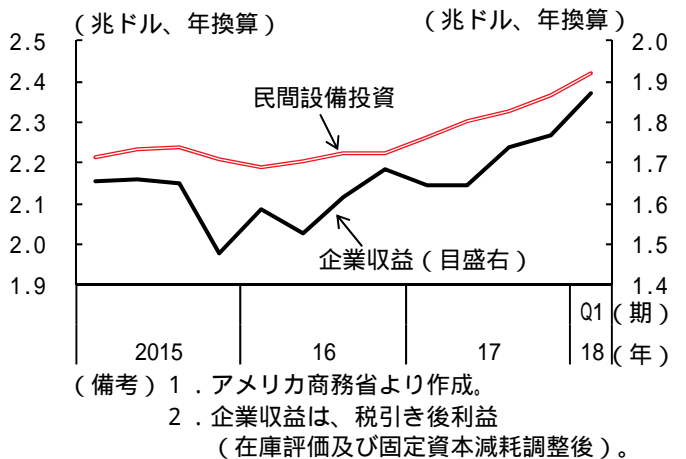
第 2-2-34 図 コア資本財受注



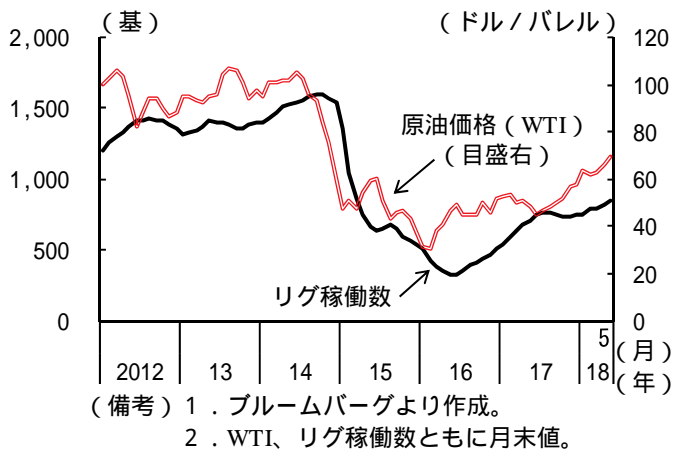
第 2-2-35 図 民間非住宅建設投資



第 2-2-36 図 企業収益 (税引き後)



第 2-2-37 図 原油価格 (WTI) と
油井掘削リグ稼働数

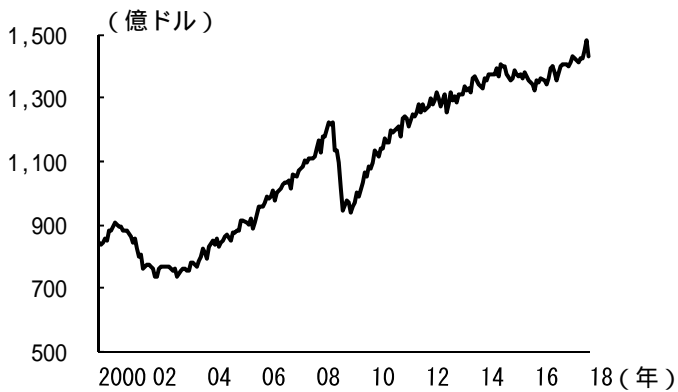


(財輸出は緩やかに増加)

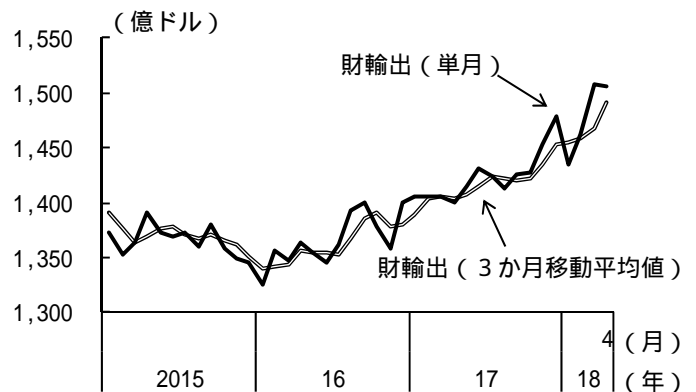
次に、アメリカの貿易の最近の動きについて確認する。財輸出（通関ベース、実質、季節調整値）は、14年頃からは中国等の成長鈍化等を背景に1,200億ドル前後での横ばい圏内での動きとなったが、18年に入り緩やかに増加している（第2-2-38図、第2-2-39図）。品目別では資本財（産業機械、民間航空機、半導体等）や工業原材料（石油製品、燃料油等）が、国・地域別ではメキシコ、EU向け等が増加している（第2-2-40図、第2-2-41図）。

第2-2-38図 財輸出（2000年以降）

第2-2-39図 財輸出（2015年以降）

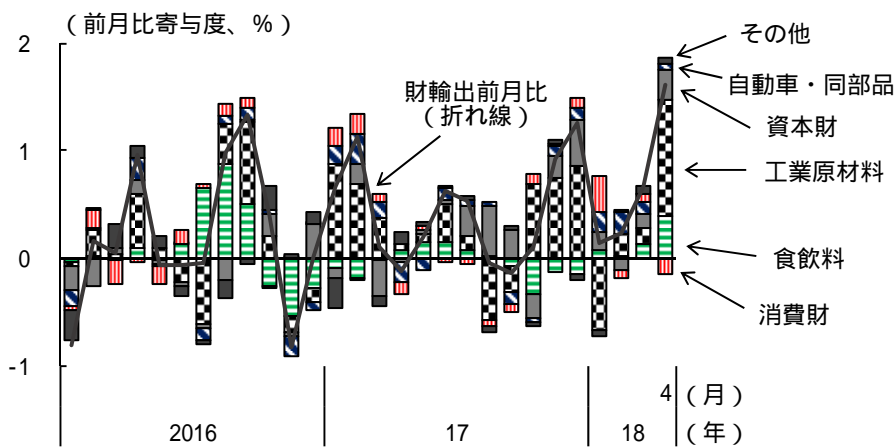


(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 通関ベース、実質、季節調整値。



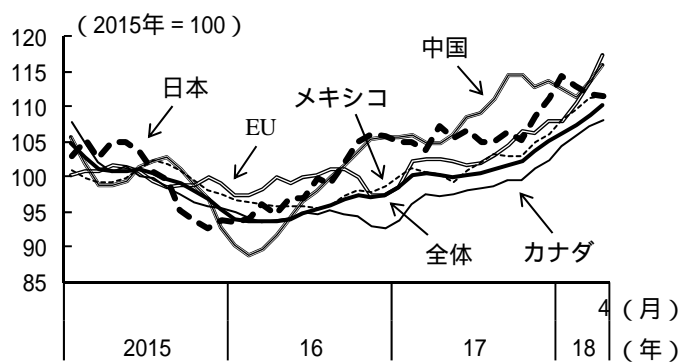
(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 通関ベース、実質、季節調整値。

第2-2-40図 品目別財輸出



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 通関ベース、実質、季節調整値。
3. 3か月移動平均値。

第2-2-41 図 主要国・地域別財輸出



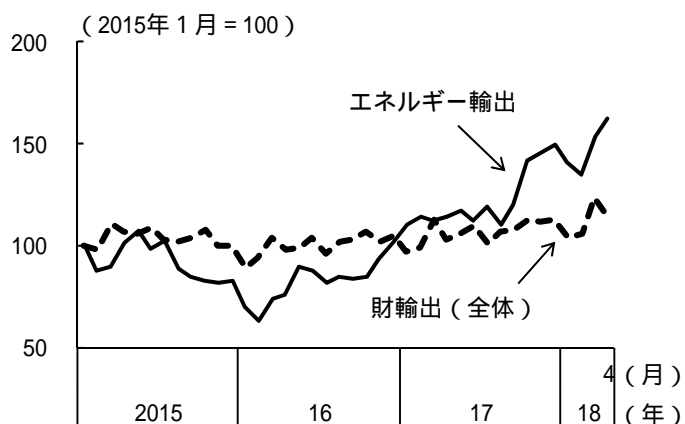
(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 通関ベース、名目、季節調整値。
3. 3か月移動平均値。

財輸出の中でも、シェールオイルの増産を背景に、原油や燃料油等のエネルギーの輸出が大幅に増加しており、17年後半には財輸出の約10%に達している(第2-2-42図)。エネルギーの輸出先の構成をみると、メキシコ、カナダ、ブラジル、中国の順に高く、特に中国は12年の1.8%から17年には6.2%に拡大している(第2-2-43図)。後述するように、米中の通商交渉ではアメリカから中国へのエネルギー輸出の拡大が合意されており、今後もアメリカのエネルギー輸出は増加していくものと見込まれる。

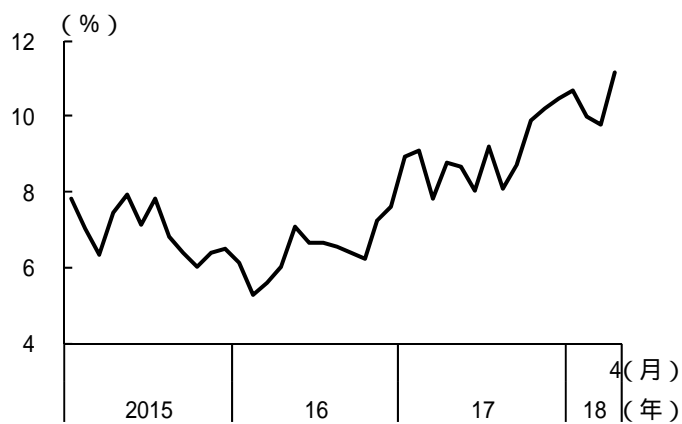
第2-2-42 図 エネルギー輸出の動向

(1) エネルギー輸出の伸び

(2) エネルギー輸出の財輸出全体に占める割合



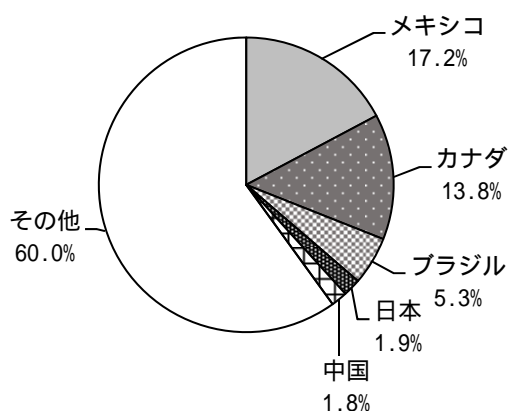
(備考) アメリカ商務省より作成。



(備考) アメリカ商務省より作成。

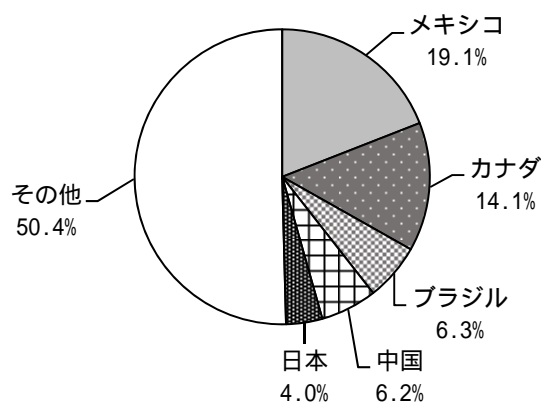
第2-2-43図 輸出先別エネルギー輸出

(1) 2012年



(備考) アメリカ商務省より作成。

(2) 2017年

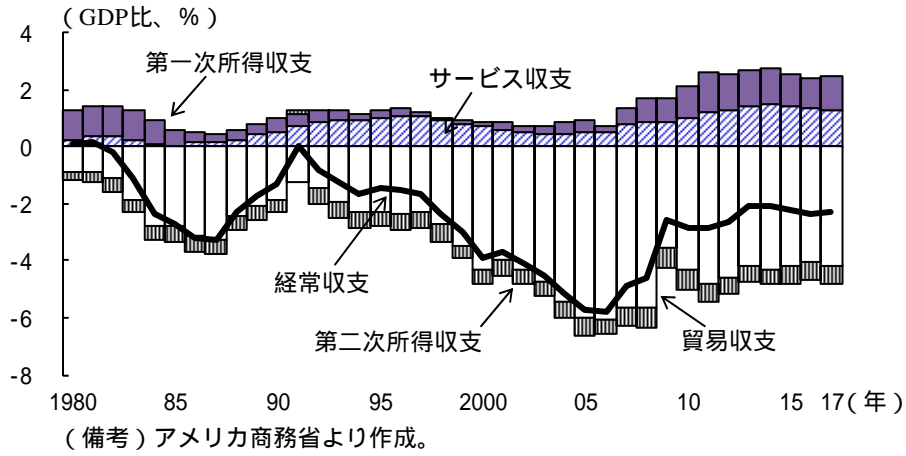


(備考) アメリカ商務省より作成。

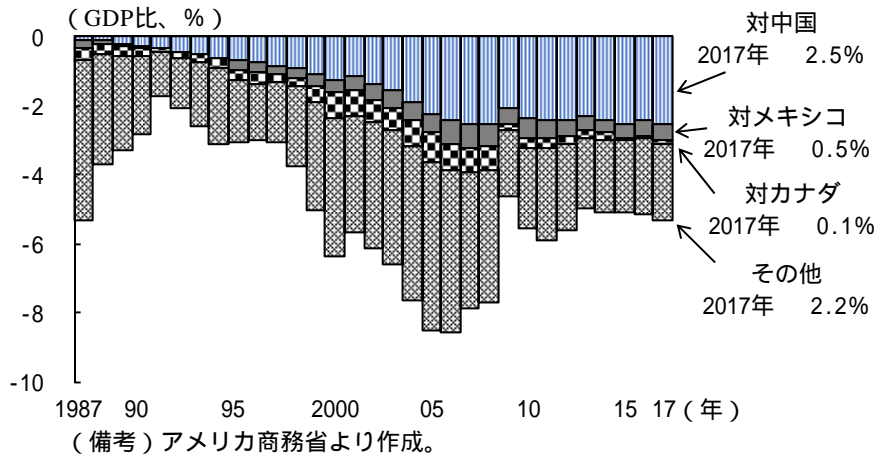
(4) トランプ政権の通商政策

アメリカの経常収支・GDP比は09年以降、-2%台で安定して推移しており、経常収支の大宗を占める貿易収支を国別にみても大きな変化はない(第2-2-44図、第2-2-45図)。しかし、トランプ政権は、中国等の間で貿易収支の赤字額が拡大していると主張し、アメリカにとっての輸出障壁を取り除き、「公正かつ互恵的な貿易取引の実現」を目指し、「既存の貿易慣行を見直す」として新たな通商交渉に乗り出している。18年3月23日には安全保障上の脅威を理由に鉄鋼及びアルミニウムへの追加関税措置を実施、5月23日に自動車輸入がアメリカ国内の安全保障に与える影響について調査を開始、6月15日には知的財産権の侵害等を理由に中国からの500億ドル相当の輸入品への関税引上げを表明、さらに6月18日にはトランプ大統領からUSTR(通商代表部)に対し、2,000億ドル相当の中国からの輸入品に10%の追加関税を課す検討指示が出された。また、94年にアメリカ、カナダ及びメキシコ間で締結された自由貿易協定であるNAFTA(北米自由貿易協定)についても17年8月から再交渉が進められている。以下では、トランプ政権の貿易政策について整理し、その影響を概観する(第2-2-46表)。

第 2-2-44 図 1980 年以降の経常収支・GDP 比

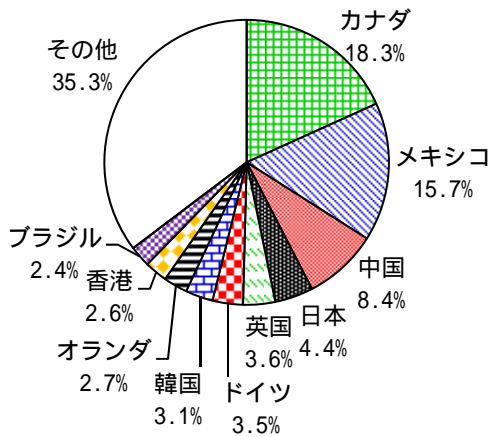


第 2-2-45 図 国別貿易収支・GDP 比



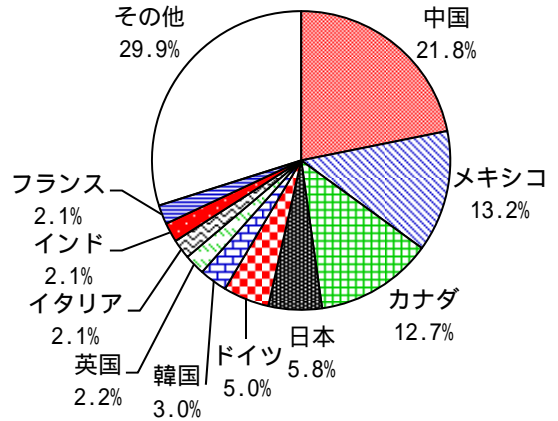
(参考) アメリカの貿易相手国 (2017年)

(輸出)



(備考) 1. International Trade Centre (ITC)より作成。
2. 中国は香港除き。いずれも名目値。

(輸入)



(備考) 1. International Trade Centre (ITC)より作成。
2. 中国は香港除き。いずれも名目値。

第 2-2-46 表 アメリカの通商政策をめぐる動向

年 月 日	出来事	
17年	1月20日	【米】トランプ大統領就任。
	1月23日	【米】環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉からの離脱を表明。
	4月19日	【米】鉄鋼輸入による安全保障上の影響調査を開始。
	4月26日	【米】アルミニウム輸入による安全保障上の影響調査を開始。
	5月18日	【米】NAFTAの再交渉に入る旨を議会に通知。
	8月16日	【米】カナダ、メキシコとNAFTAの再交渉を開始。
	8月18日	【米】中国の知的財産権侵害等に関する調査を開始。
18年	2月16日	【米】鉄鋼及びアルミニウム輸入による安全保障上の影響について調査報告書を公表。
	3月8日	【米】安全保障の確保を理由とする鉄鋼（25%）・アルミニウム（10%）への関税賦課を 発表
	3月23日	【米】鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課を実施（カナダ、メキシコ、EU等の7か国・地域 は適用除外）。
	4月2日	【中】（米による鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課に対し）アメリカからの輸入品128項 目に対し、最大25%の関税賦課を実施。
	4月3日	【米】知的財産権の侵害等を理由として、中国からの輸入品500億ドル相当、1,300項目に 25%の追加関税を課す措置を公表。
	4月4日	【中】（米による知的財産権の侵害等を理由とする25%の追加関税に対し）アメリカから の輸入品500億ドル相当、106項目に25%の追加関税を課す措置を公表。
	4月5日	【米】トランプ大統領がUSTRに対し、追加関税を課す対象を1,000億ドル引き上げるよう 指示。
	5月3～4日	【米中】米中貿易協議（第1回）
	5月17～18日	【米中】米中貿易協議（第2回）
	5月23日	【米】商務省が自動車輸入が安全保障へ与えている影響について調査開始（270日以内に 調査結果と提言を大統領に提出）。
	6月1日	【米】EU、カナダ、メキシコからの鉄鋼及びアルミニウム輸入に追加関税措置を適用。
	6月2～3日	【米中】米中貿易協議（第3回）
	6月5日	【メキシコ】メキシコ政府が鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課に対し、対抗措置の詳細を 公表。
	6月6日	【EU】欧州委員会が鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課に対し、対抗措置を課す方針を決 定。
	6月8～9日	【その他】G7首脳会議
	6月15日	【米】中国からの輸入品500億ドル分に25%の追加関税を課すことを公表（7月6日から 340億ドル相当を実施。残り160億ドル相当の最終的措置と発動期日は今後決定）。
	6月16日	【中】（米による輸入品500億ドル分に25%の追加関税を課すことに対し）アメリカから の輸入品500億ドル分に25%の追加関税を課すことを公表（7月6日から340億ドル相当を 実施。残り160億ドル相当の最終的措置と発動期日は今後決定）。
	6月18日	【米】トランプ大統領がUSTRに対し、2,000億ドル相当の中国からの輸入品に10%の追加 関税を課すことを検討するよう指示。
	6月20日	【米】日本、中国など5か国から輸入される鉄鋼製品の一部について、追加関税の適用を 除外。
	6月22日	【EU】欧州委員会が鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課に対し、追加関税の対抗措置を実 施。
7月6日	【米】中国からの輸入品340億ドル相当、818項目に25%の追加関税を実施。 【中】アメリカからの輸入品340億ドル相当、545項目に25%の追加関税を実施。	

（備考）各種資料より作成。

(鉄鋼・アルミニウムへの追加関税)

アメリカ政府は、18年3月8日、1962年通商拡大法第232条¹⁶に基づき、「安全保障上の脅威」を理由に、鉄鋼の輸入に25%、アルミニウムの輸入に10%の関税を賦課するとの措置を公表し、3月23日に本措置を発動した¹⁷。これに対し中国は、4月2日、本措置への対抗として、豚肉、ワイン等のアメリカからの輸入品128項目に対し最大25%の関税の賦課を実施した。

アメリカの全輸入額に占める鉄鋼及びアルミニウム輸入額の割合は4%弱と比較的小さく¹⁸、加えて、アメリカの鉄鋼及びアルミニウムの主要輸入先¹⁹であるカナダやブラジル等が18年5月末までは追加関税の適用除外とされたこともあり、アメリカ経済全体にはこれまで大きな変動はみられていない(第2-2-47表、第2-2-48図)。ただし、カナダやEUといった追加関税の適用除外となっていた国も18年6月より適用対象となったことから、本措置の経済全体に与える影響が拡大する可能性もあるため、その動向には留意が必要である²⁰。

第2-2-47表 全輸入額に占める鉄鋼及びアルミニウムの輸入額の割合

	名目輸入額(億ドル)	全輸入額に占める割合(%)
鉄鋼及びアルミニウム	914	3.8
鉄鋼	680	2.8
アルミニウム	234	1.0
全輸入額	24,095	100.0

(備考) ITC (International Trade Centre) より作成。

¹⁶1962年通商拡大法第232条は、アメリカ大統領に安全保障を理由にした貿易制裁を認める規定であり、大統領が外国製品の輸入を脅威と認定すれば、関税率の引上げや輸入割当枠の導入等、幅広い制裁措置を発動することが可能となる。

¹⁷カナダ、メキシコ、EU、韓国、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジルの7か国・地域は、アメリカとの間で安全保障上の脅威に対処するための十分な代替的手段を議論している途上にあるとされ、18年5月31日までの間、暫定的に本措置の適用除外とされた。6月1日からは、韓国、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジルは期日までにアメリカとの間で代替的手段につき合意がなされたことを理由に引き続き適用除外国となったが、カナダ、メキシコ、EUはそのような合意がなされなかったとして本措置が適用された。

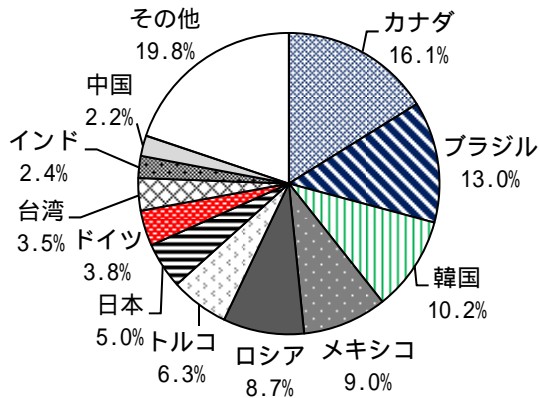
¹⁸関税が付加される品目は、この鉄鋼及びアルミニウムのうちの一部の品目である。

¹⁹アメリカ商務省 “The effect of imports of steel on the national security” (18年1月11日) 及び “The effect of imports of aluminum on the national security” (18年1月17日)

²⁰アメリカ商務省は、18年6月20日、日本、スウェーデン、ベルギー、ドイツ、中国から輸入される鉄鋼製品の一部について、国内において十分な量と質が供給できないこと及び安全保障上の懸念がないことを理由に、追加関税の適用除外とすることとした。

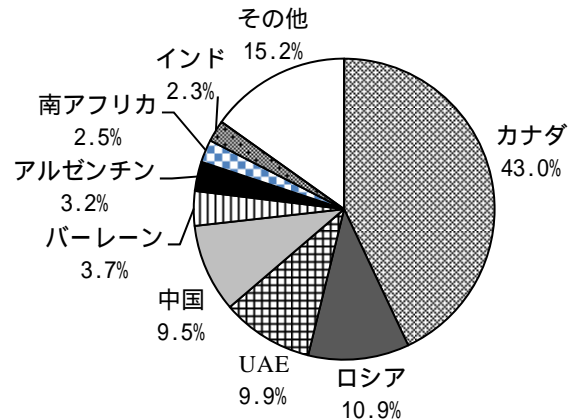
第 2-2-48 図 鉄鋼及びアルミニウムの国別輸入量シェア

(1) 鉄鋼



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 輸入量は、2017年1～10月の合計値の年換算。

(2) アルミニウム



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 輸入量は、2017年1～10月の合計値。

(中国からの輸入品に対する追加関税)

アメリカ政府は、18年6月15日、1974年通商法第301条²¹に基づき、技術移転の強要、知的財産権の侵害を理由に、中国からの輸入品に25%の追加関税を課す措置を公表した。対象リストには、年間輸入額500億ドル相当、1,102項目（産業機械や電子部品等）が挙げられている²²。18年7月6日から340億ドル相当、818項目に課税し、残りの160億ドル相当、284項目については今後、パブリック・ヒアリング等を経て対象項目の最終的取り扱いと発動期日が決定される予定である。

これに対し中国政府は、18年6月16日、アメリカと同額かつ発動の時期を合わせ、18年7月6日より500億ドル相当、545項目（大豆、自動車等）に25%の追加関税を課す旨を公表した。残りの160億ドル相当、114項目（化学製品、石油等）については、最終的取り扱いと発動期日を今後決定するとしている。

トランプ大統領は、こうした中国の対応を受け、18年6月18日、USTRに対し更に2,000億ドル相当の中国からの輸入品に10%の追加関税を課す検討を行うよう指示した²³。

アメリカの中国からの年間輸入額が約5,000億ドル（17年）であることから、500億ドル相当は年間輸入額の約1割、仮に合計で2,500億ドル相当となれば約5割に相当する。

²¹1974年通商法第301条は、不公正な貿易慣行を続ける国からの輸入品に課税を課すことを認めるもの。

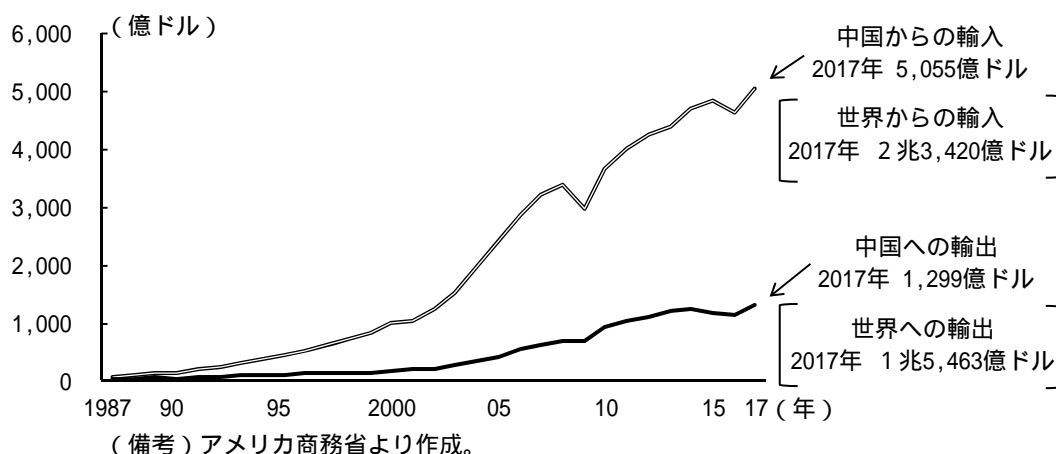
²²項目数は18年4月3日に公表された当初の約1,300項目から縮小した。

²³6月19日、中国政府は、「アメリカが新たな関税リストを公表した場合、量と質を組み合わせた包括的な措置を講じ、強力な対策を行う」と表明している。

一方、中国側の措置については、アメリカの中国への年間輸出額が約1,300億ドル（17年）であることから、500億ドル相当は、年間輸出額の約4割に相当する（第2-2-49図）。

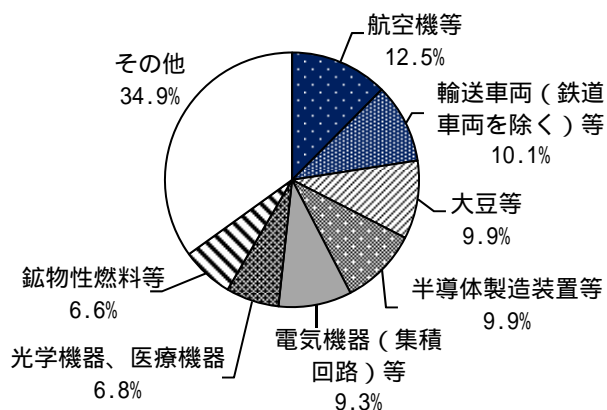
アメリカと中国は、18年5月3日及び4日に第1回の貿易協議を開催し、その後の18年5月18日及び19日の第2回貿易協議後の共同声明で、アメリカと中国との間の貿易赤字を実質的に減らすために効果的な手段をとること、アメリカからの農産品及びエネルギーの輸出を増加させることなどの合意内容を公表した。アメリカと中国の間では、引き続き貿易協議が進められているが、双方による関税引き上げの応酬により、今後の両国間の協議の行方は不透明感が増している。

第2-2-49図 中国への輸出額及び中国からの輸入額

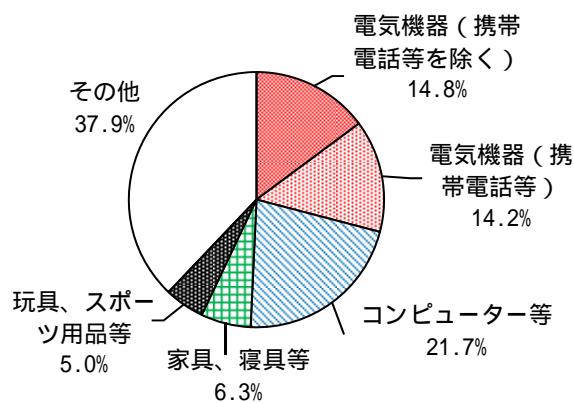


(参考) 品目別割合 (2017年)

(輸出額)



(輸入額)

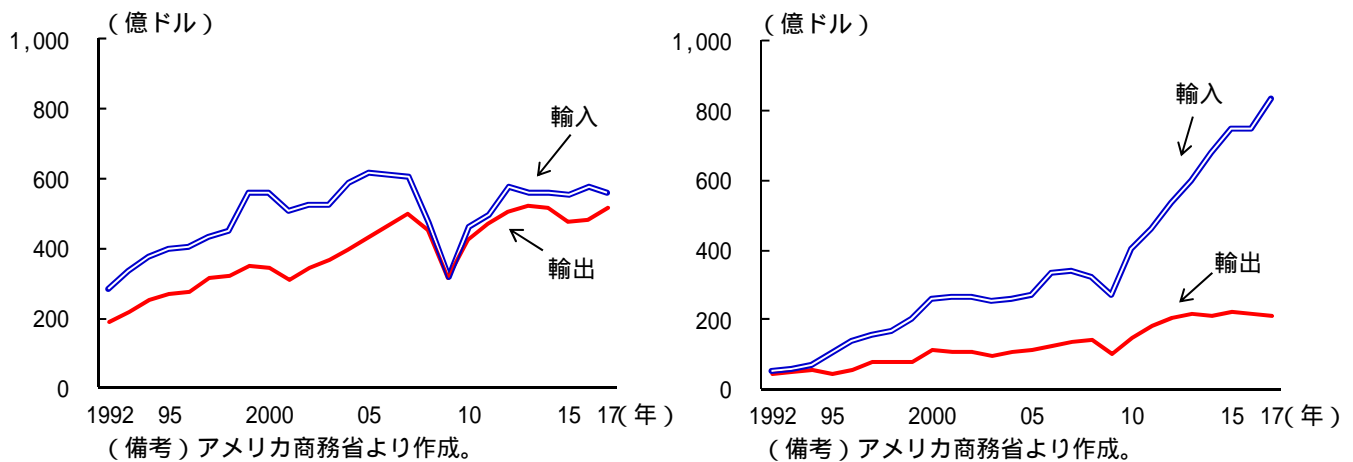


(NAFTAの再交渉)

アメリカ政府は、17年8月、「北米における貿易不均衡」を是正するとして公正な取引の確保を目指し、NAFTAの再交渉を開始した。交渉会合が17年8月から開催されているが、交渉は難航している。特に自動車分野の原産地規則については、メキシコとの間で自動車・同部品の貿易収支赤字が拡大していることなどを主張し(第2-2-50図)、アメリカ政府は、自動車・同部品に対する域内調達比率及びアメリカ産製品の割合を引き上げるよう要求している。

アメリカ政府は、18年5月23日に通商拡大法第232条に基づき、自動車・同部品の輸入が「アメリカの安全保障」に与える影響について調査を開始した。また、6月1日には、カナダ、メキシコからの鉄鋼及びアルミニウム輸入に対する追加関税の適用を開始した。これらの動きは、今後NAFTA再交渉の行方にも影響を与えていくものとみられる。

第2-2-50図 自動車・同部品の輸出入額
(カナダ) (メキシコ)



このようなアメリカの通商政策を取り巻く不確実性は、企業マインドに悪影響を与えるほか、企業活動のグローバル化が進む中で、貿易制限的な通商政策が推し進められた場合には、相手国による報復措置も加わり、貿易・投資の縮小をもたらし、世界経済全体にマイナスの影響を与える。今後の通商政策の動向には十分な注意が必要である。